石運輸第４２３号の２
石運整第２１４号の２
平成２５年　８月　７日

貨物自動車運送事業者　各位

北陸信越運輸局　石川運輸支局長

国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの
改定及び安全輸送マニュアルの策定について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し（平成２５年７月２５日北信交貨第１０４号、北信技保第３７号）のとおり通達がありましたので、了知されるとともに従業員に対して指導を行っていただくようお願いします。

北信交貨第１０４号
北信技保第３７号
平成２５年7月２５日

石川運輸支局長　殿

北陸信越運輸局長

国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの改定及び
安全輸送マニュアルの策定について

標記について、自動車局長から別紙写し（平成２５年６月２８日付け国自安第５５号の２）のとおり通達があったので、了知されるとともに貴支局管内の関係事業者に対し指導されたい。

石運整
第387号
25.7.31
北陸信越運輸局

技係
第 63 号
25.7.22
北陸信越運輸局

国自安第５５号の２
平成２５年６月２８日

北陸信越運輸局長　殿

国土交通省自動車局長
（公印省略）

国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの改定及び
安全輸送マニュアルの策定について

標記について、別添写しのとおり関係団体あて通達したので了知するとともに、関係事業者に対し指導されたい。

別添

国自安第５５号
平成２５年６月２８日

一般社団法人日本船主協会会長 あて
一般社団法人日本港運協会会長 あて
一般社団法人国際フレイトフォワーダーズ協会会長 あて
一般社団法人日本経済団体連合会会長 あて
一般社団法人日本貿易会会長 あて
外国船舶協会会長 あて
公益社団法人全日本トラック協会会長 あて
公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会会長 あて
全国港湾労働組合連合会中央執行委員長 あて
日本海運貨物取扱業会会長 あて
日本商工会議所会頭　あて

国土交通省自動車局長

国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの改定及び
同マニュアルの策定について

国際海上コンテナは、効率的な海陸複合一貫輸送が可能であることから、現在、国際物流の中心的地位を占めており、また我が国の物流においても、その重要性はますます高まっております。しかしながら、国際海上コンテナの自動車運送については、速度超過や緊締装置／ツイストロック不備といった貨物自動車の運転等に起因する事故の問題のほか、封印状態で運送されるという特殊性により、運転者がコンテナ内貨物の重量、品目、積付けに関する情報を十分に把握できない上、安全上問題のあるコンテナが見つかった場合でも現場の作業員や運転者のみの判断で対応することは難しいため、現場対応に関する関係者間で情報伝達が行われることが望まれています。

このため、平成１７年に国土交通省等は「国際海上コンテナの陸上における安全輸送WG」において、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」を作成し、周知徹底を図ってきたところです。その後、国土交通省において、平成２２年から平成２４年にかけて「国際海上コンテナに係る事故防止対策推進事業」において実証実験を行い、コンテナトレーラーの横転原理、情報伝達の実態を踏まえた各種対策について一定の見解を得られたことを踏まえ、「国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議」において別添のとおり「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」の一部を改定し、

同ガイドラインの詳細の取組事項を記した「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」を策定しました。つきましては、同ガイドライン及びマニュアルの実施及びフォローアップについて、以下のとおり進めることとしましたので、貴協会（業会、連合会、会議所）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

記

１．ガイドライン記載内容

国際海上コンテナの陸上輸送の関係者は、同ガイドラインに記載されている以下の取組を実施することする。

（１）コンテナトレーラーの安全運転

・安全な速度、適切な運転操作での安全運転

・緊締ロックの徹底　等

（２）コンテナ情報の伝達

・重量、品目、梱包等の情報伝達

・危険物等に関する情報伝達

（３）不適切コンテナの発見及び是正のための措置

・入港前までの書面による事前確認

・入港後の現場における不適切コンテナの発見及び是正

（４）コンテナへの貨物の積付け

・輸入コンテナの発荷主への依頼

・輸出コンテナの適切な積付け

２．周知について

（１）周知期間等

同ガイドライン及びマニュアルの内容について、関係団体等において平成２５年７月３１日までに周知徹底を図り、平成２５年８月１日以降これらの内容を確実に実施することとする。

（２）運送契約の関係者間での運送依頼時の周知について

国際海上コンテナの陸上輸送の関係者は、同ガイドライン及びマニュアルの内容について認知していない者がいた場合、国際海上コンテナの運送又は運送取次に係る受委託を行う際等に、当該者に同ガイドライン及びマニュアルの内容を情報提供することとする。

３．フォローアップ調査について

今後、同ガイドラインに記載されている事項の実施状況について、関係団体を通じてフォローアップ調査を行うこととするため、同ガイドラインの記載内容を実施するとともに、フォローアップ調査の際にはご協力頂きたい。